

国民年金に加入していない方の第三号被保険者（サラリーマンの妻など）該当届の提出期限は、四月三十日までです。至急手続きをして下さい。

国民年金保険料は

納めましたか!?

六十年度（六十年四月から六十一年三月まで）の国民年金保険料は、すでに納めていただいたでしょうか。

六十年度の納付書（オレンジ色の納付書）は、四月三十日を過ぎると納めることはできません、忘れていてまだ納めていない方は、至急納めて下さい。

国民年金を納めることにより将来老齢基礎年金を受給することが出来ます。また、不幸にして障害者になつてしまった時、夫と死別した時などそれぞれの年金を受給することが出来ます。

なお、皆様が納めた国民年金保険料は、検認率（国民年金保険料を納めた率）により国からの還元融資がうけられることとなります。たとえば、都留市は過去九億二千三百四十万円の融資を受け、簡易水道、厚生福祉施設の建設に役

立っております。



保険料免除の

手続きはお早め!

国民年金の保険料は一カ月分七千五百円ですが、失業や少収入のため保険料の納付がどうしても困難な方は、申し出により保険料が免除される場合があります。保険料が免除されても障害年金などは納めた人と同じ額を受けられます。滞納のままにせず、必ず市役所年金係に免除の申し出をして下さい。

ただし、老齢基礎年金は、免除を受けた期間だけ三分の一に減らされますので、保険料を納められるようになったらすぐ納めて下さい。

免除を希望する方は、納付書、印鑑持参のうえ市民課年金係で手続きをして下さい。

保険料が変わります!

四月から国民年金保険料が改訂されます。

月額 七、一〇〇円
定額 四〇〇円
付加

■前納割引

国民年金保険料を一年分まとめて納める場合前納割引期間は4月30日までです。ご利用下さい。

なお、第3号被保険者の届出をした人は、保険料は納める必要はありません。また、届出がすんでいない人は至急届書を市民課国民年金係まで提出して下さい。

	年 額	前 納 額	割 引 額
定 額	85,200円	83,140円	2,060円
付 加	4,800円	4,680円	120円

年金Q&A

Q 私は、昭和三十六年四月から国民年金を納めだして、今年の三月でちょうど二十五年かけることになりました。きくとところによると二十五納めると年金をもらえる権利があるということですが、そうなる国民年金をやめることができるのでしょうか。

A 国民年金の保険料を納付する制度が昭和三十六年四月一日から今年の三月で二十五年たちますが、二十五年納めたからといって国民年金をやめることはできません。

国民年金は、生命保険会社などの個人年金と異なり公的年金制度の加入及び脱退は、本人の意志にはほとんど無関係だからです。会社などに勤め始めると強制的に厚生年金の加入者となり保険料をひかれるのは、ご存じだと思います。

国民年金も同様に二十歳以上六十歳未満で、学生と厚生年金あるいは共済年金等の被用者年金制度の加入者を除いたすべての人が強制的に加入者とされます。ただ、国民年金は、他の被用者年金制度のように所得から強制的に保険料を徴収するという方法がと

れないので、個人で自主的に納付していただいております。ですから、二十五年かけたからやめれると思ひ保険料を納めないでいると、保険料が未納ということになってしまい、納付書や督促状が毎年送られ納付指導が六十歳になるまで続けられます。

また、二十五年納めると年金権があるとというのは、あくまで最低限度の年金（二十五年分）を将来受けることができるということであり、二十歳から六十歳になるまで休みなく保険料を納めて満額の年金（昭和五十九年度価格で六十万円）が支給されることとなります。四十年納めるべき人が二十五年以後未納にしてしまうと満額の八分の五しか受給できません。さらに六十歳から受給すると四二%減額されますので年額約二十二万円位の年金額になってしまいます。月額約一万八千円位です。

現在では、公的年金制度が成熟し、大部分の人が年金を老後の生活を支える収入源の主なものとしていますので、より多くの年金が受給できるように、国民年金保険料を納付していただくようお願いいたします。